

千葉県地域防災計画修正の内容

平成 27 年 3 月

1 修正の背景

首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災力の強化を図るほか、災害対策基本法等の改正を踏まえ避難対策や被災者支援対策を見直し、千葉県地域防災計画の修正を行う。

2 見直しのポイント

- (1) 大規模広域災害に備えた防災力の強化を図る。
- (2) 人命の保護を最優先とした避難対策の強化を図る。
- (3) 避難から生活再建までの被災者の支援体制の充実を図る。

3 修正の主な内容

(1) 大規模広域災害に備えた防災力の強化

○ 地震被害想定調査の実施 【地-1-4】

最新の知見を反映させた新たな地震被害想定調査を実施する。[新規]

○ 応援受入計画の作成 【地-3-72、風-3-83】

県外からの救援部隊、医療救護、救援物資、ボランティア等を円滑に受け入れるため広域防災拠点指定した。また、応急対策を実施するための具体的な運用計画を作成することとした。[拡充]

○ 災害医療救護体制の見直し 【地-3-52、風-3-60】

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

○ 緊急輸送ネットワークの見直し 【地-3-65、風-3-75】

新規路線の追加や広域防災拠点の指定に伴うアクセスの見直しなど緊急輸送ネットワークを見直した。[拡充]

○ 道路啓開体制の整備 【地-3-63、風-3-69】

道路啓開を迅速に行うための事業者との連携等の体制を整備する。また、道路管理者が、必要な場合には車両の移動命令や放置車両の撤去等を行うことを追記した。[新規]

○ 通行禁止除外車両の追加 【地-3-62、風-3-70】

医師等の使用する車両、医薬品等の搬送車両、患者搬送、道路啓開作業用車両等を、緊急輸送道路の通行禁止車両から除外とすることとした。[新規]

○ 災害廃棄物処理マニュアル策定の促進 【地-3-92】

「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づき市町村における災害廃棄物処理マニュアルの策定を促す。[拡充]

○ 消防職・団員及び自主防災組織等の教育訓練の強化

【地-2-28、66、風-2-27、42】

消防職・団員の育成のため、訓練機能を大幅に強化した消防学校を新たに整備する。また、自主防災組織や企業の自衛防災組織等を対象とした防災研修センターを消防学校に併設して整備する。[新規]

○ 帰宅困難者対策 【地-2-64、風-2-40】

帰宅困難者のための一時的滞在施設を指定、施設への食料、飲料水等の備蓄を行う。また、必要に応じて帰宅困難者に施設運営への協力を求めることとした。[拡充]

(2) 避難対策の強化

○ 避難勧告等発令基準の策定 【風-2-15】

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定を踏まえ、市町村は避難勧告等発令基準を策定する。[新規]

○ 市町村の国・県等への助言の求め 【風-2-15】

市町村は、避難勧告等の発令に関して、必要に応じ国や県へ助言を求めることとした。[新規]

○ 避難行動要支援者名簿の作成 【地-2-53、風-2-30】

自ら避難することが困難で支援が必要な「避難行動要支援者」について名簿を作成し、これを活用した避難支援を行う。[新規]

○ **報道機関と連携した災害情報の提供** 【地-2-60、風-2-37】

防災関係機関が入力した避難情報等をテレビやラジオ等の多様なメディアで提供するシステム（Lアラート）を導入する。[新規]

○ **指定緊急避難場所・指定避難所の指定** 【地-2-66、風-2-42】

市町村は緊急の避難場所である「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在して避難生活を送る「指定避難所」とを区別して指定し、県へ報告する。なお、指定緊急避難場所は災害の種類ごとに安全が確保できる場所を指定する。[新規]

○ **安否情報の提供** 【地-3-41、風-3-53】

被災者の安否について照会があったときに、被災者の個人情報の管理を徹底した上で、情報を提供できる体制の整備に努める。[新規]

(3) 被災者の支援体制の充実

○ **要配慮者のための避難施設の整備充実** 【地-2-67、風-2-32】

避難所内での要配慮者スペースを考慮するとともに、トイレ、車いす等の高齢者用備品や障害に応じた障害者用備品、食物アレルギー対応食品の備蓄等に努める。[拡充]

○ **広域避難者等への配慮** 【地-3-77、風-3-87】

市町村や都道府県等行政区域を越えて避難した被災者への福祉サービスの継続や必要な情報の提供に努める。また、在宅避難者に対し、必要な物資の配布や情報提供等の支援に努める。[拡充]

○ **罹災証明書交付体制の確立** 【地-3-97、風-3-105】

被災者へ遅滞なく罹災証明書を交付できるよう市町村担当者の研修等を行う。[拡充]

○ **被災者台帳の作成** 【地-4-2、風-4-2】

被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に努める。
[新規]

○ **災害時外国人サポーターの養成** 【地-2-56、風-2-33】

日本語の理解が十分でない外国人に対応するため、語学ボランティアや災害時外国人サポーターの養成に努める。[新規]

○ **ボランティアとの連携** 【地-3-112、風-3-122】

県、広域、市町村の災害ボランティアセンターが連携してボランティアの受入れを行う。[拡充]

4 その他

○ **千葉県防災基本条例の基本理念の反映** 【総-1-1】

自助・共助の取組を促進し地域防災力の向上を図るため、千葉県防災基本条例の基本理念を地域防災計画へ反映した。[新規]

○ **南海トラフ地震防災対策推進計画の追加** 【地-5】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地域防災計画に定めるべき事項を「南海トラフ地震防災対策推進計画」として第2編第5章に追加した。[新規]

○ 防災関係機関の対策の見直し

新たな指定公共機関の指定に伴う対策の追加や、防災関係機関の対策の見直しを反映した。

○ 法令等の改正に合わせた文言の整理

災害対策基本法の改正に伴い、これまでの「災害時要援護者」を、「要配慮者」又は「避難行動要支援者」に整理。

○ その他の時点修正及び字句修正